3　都道府県知事は、法第五条の三第六項の規定による届出を受けたときは、当該届出を取りまとめ、総務大臣の定める期間内に、総務大臣に報告しなければならない。

4　総務大臣は、法第五条の三第六項の規定による届出又は前項の規定による報告を受けたときは、当該届出又は報告に係る地方債の限度額及び資金を財務大臣に通知するものとする。ただし、当該届出又は報告に係る地方債が総務省令・財務省令で定める要件に該当する場合については、この限りでない。

（地方債の届出において明らかにすべき事項）

第十八条　法第五条の三第六項に規定する政令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　起債対象事業に要する経費の総額

二　起債対象事業に要する経費に充てる財源の内訳

三　地方債の資金の借入先

四　当該届出に係る地方公共団体が当該年度において起こす地方債の予定額の総額

五　当該届出に係る地方公共団体の決算の状況

六　その他参考となるべき事項

（議会への事後報告で足りる場合）

第十九条　法第五条の三第十項ただし書に規定する政令で定める場合は、地方公共団体の議会が成立しない場合又は地方自治法第百十三条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないときとする。

（地方債計画等）

第二十条　法第五条の三第十一項に規定する政令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　法第五条の三第十一項に規定する地方債における起債の目的となる事業の内容を参酌して総務大臣が定める区分ごとの予定額の総額

二　法第五条の三第十一項に規定する地方債における地方債の償還の財源を参酌して総務大臣が定める区分ごとの予定額の総額

三　法第五条の三第十一項に規定する地方債における地方債の資金に応じて総務大臣が定める区分ごとの予定額の総額

2　総務大臣は、法第五条の三第十一項に規定する基準（第四項において「同意等基準」という。）を定めようとするときは、その基本的事項について、あらかじめ、財務大臣に協議するものとする。

3　総務大臣は、法第五条の三第十一項に規定する書類（次項において「地方債計画」という。）を作成しようとするときは、あらかじめ、財務大臣に協議するものとする。

4　総務大臣は、毎年度、地方債計画の内容を考慮し、事業区分ごとに、地方債充当率（地方公共団体が事業を行うに当たり、当該事業に係る経費のうち、地方債をもつてその財源とする部分の割合の上限となるべき率をいう。）を定め、同意等基準と併せてこれを公表するものとする。

（地方債の許可手続）

第二十一条　法第五条の四第一項、第三項及び第四項の規定により、地方公共団体が地方債を起こし、又は起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合には、第二条第一項第一号に掲げる地方公共団体にあつては総務大臣、同項第二号に掲げる地方公共団体にあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。

2　前項に規定する許可を受けようとする地方公共団体は、事業区分ごとに申請書を作成し、総務大臣又は都道府県知事の定める期間内に、これを提出しなければならない。

3　都道府県知事は、第一項に規定する許可をしようとするときは、当該許可に係る地方債の限度額及び資金について、あらかじめ総務大臣に協議し、その同意を得なければならない。

4　総務大臣は、第一項に規定する許可及び前項に規定する同意をしようとするときは、当該許可及び同意に係る地方債の限度額及び資金について、あらかじめ、財務大臣に協議するものとする。ただし、当該許可及び同意に係る地方債が総務省令・財務省令で定める要件に該当する場合については、この限りでない。

5　総務大臣は、第三項に規定する同意については、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

（起債許可団体の判定のための実質赤字額の額）

第二十二条　法第五条の四第一項第一号に規定する政令で定めるところにより算定した額は、第十三条各号に掲げる地方公共団体の区分に応じ、当該年度の前年度について、当該各号に定めるところにより算定した額（以下この項において「標準財政規模の額」という。）に四十分の一を乗じて得た額とする。ただし、地方公共団体の標準財政規模の額が、五百億円未満二百億円以上の場合にあつては標準財政規模の額に千億円を加えて得た額に百二十分の一を乗じて得た額とし、二百億円未満五十億円以上の場合にあつては標準財政規模の額に百億円を加えて得た額に三十分の一を乗じて得た額とし、五十億円未満の場合にあつては標準財政規模の額に十分の一を乗じて得た額とする。

附則第六条第一項第一号中「第九条」を「第十条」に改める。

附則第九条及び第十条を次のように改める。

（平成二十四年度における協議不要対象団体の判定のための実質公債費比率の数値の特例）

第九条　平成二十四年度における第四条の規定の適用については、同条中「百分の十六」とあるのは、「百分の十四」とする。

（協議不要基準額の算定における標準的な規模の収入の額の特例）

第十条　平成二十年度に係る第八条第一号に掲げる額を算定する場合においては、同号中「第十三条各号」とあるのは、「附則第十一条第一項及び第十二条の規定により読み替えられた第十三条各号」とする。

2　平成二十一年度に係る第八条第一号に掲げる額を算定する場合においては、同号中「第十三条各号」とあるのは、「附則第十一条第一項及び第十三条の規定により読み替えられた第十三条各号」とする。

3　平成二十二年度に係る第八条第一号に掲げる額を算定する場合においては、同号中「第十三条各号」とあるのは、「附則第十一条第二項及び第十四条の規定により読み替えられた第十三条各号」とする。

4　平成二十三年度に係る第八条第一号に掲げる額を算定する場合においては、同号中「第十三条各号」とあるのは、「附則第十一条第三項及び第十五条の規定により読み替えられた第十三条各号」とする。

5　平成二十四年度及び平成二十五年度に係る第八条第一号に掲げる額を算定する場合においては、同号中「第十三条各号」とあるのは、「附則第十一条第三項及び第十六条の規定により読み替えられた第十三条各号」とする。

6　平成二十六年度以後の各年度に係る第八条第一号に掲げる額を算定する場合においては、同号中「第十三条各号」とあるのは、「附則第十六条の規定により読み替えられた第十三条各号」とする。

附則第十一条及び第十二条を削り、附則第十三条を附則第十一条とし、同条の次に次の二条を加える。

（平成二十年度における標準的な規模の収入の額の特例）

第十二条　平成二十年度における第十三条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。